

— 大企業は6月からパワーハラスメント防止対策が義務化されます！ —

職場のパワハラ防止対策等 説明会

参加無料

令和元年6月5日、労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。また、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます（大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日より適用）。

また、同日改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定義務の対象が101人以上の企業に拡大、情報公表の強化等が盛り込まれたところです。（改正法の施行日は裏面を参照ください）。

徳島労働局では、各事業場において、改正法及び指針に沿った適切な措置を講じていただくため、下記のとおり説明会を開催します。

多数の皆さまのご参加をお待ちしております。

日 時

令和2年 **2月20日**（木） 13:30～15:30

会 場

あわぎんホール 4階大会議室（定員：250人）

（徳島市藍場町2丁目14番地）

内 容

- 職場におけるパワーハラスメント防止対策等について
- 女性活躍推進法の改正について
- 働き方改革の取組を支援する施策について（助成金制度等）
- 個別相談会

説明内容のほか、同一労働同一賃金、改正労働基準法における時間外労働の上限規制等に係るご相談にも対応いたします。

問合せ
申込先

徳島労働局雇用環境・均等室

徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

FAX：088(652)2751 TEL：088(652)2718

改正法の施行日

女性活躍推進法	施行期日
行動計画策定・情報公表義務の対象拡大 (301人以上→101人以上)	令和4年4月1日
その他(情報公表の強化・勧告違反の公表、プラチナえるぼし、 報告徴収等の対象拡大)	令和2年6月1日
一般事業主行動計画策定(状況把握・数値目標(最低2つ以上))	令和2年4月1日
労働施策総合推進法	施行期日
パワーハラスメントに係る国、事業主及び労働者の責務 (セクハラ、いわゆるマタハラも同様)	令和2年6月1日
パワーハラスメント防止に係る雇用管理上の措置義務の新設	大企業：令和2年6月1日 中小企業：令和4年4月1日
事業主への相談等を理由とした不利益取扱いの禁止 (セクハラ、いわゆるマタハラも同様)	令和2年6月1日
紛争解決援助・調停、措置義務等の履行確保(報告徴収、公表規定整備)	令和2年6月1日 (中小企業は、措置義務については、 令和4年3月31日までは対象外)
男女雇用機会均等法	施行期日
セクハラ等に係る調停の意見聴取の対象拡大	令和2年6月1日
男女雇用機会均等推進者の選任努力義務	

職場のパワハラ防止対策等説明会(2/20)参加申込書

(FAX送信先：088-652-2751)

2月13日(木)締切

	氏名	所属・役職名
参加者		
会社名等		
所在地		
連絡先		

※御記入いただきました会社名、氏名等の個人情報は、当説明会の目的の範囲内で利用いたします。



徳島労働局雇用環境・均等室

徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

FAX：088(652)2751 TEL：088(652)2718